

2023年4月13日

公社) 全国私立保育連盟保険制度
ご加入園の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いに関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、特段の事情が生じない限り 2023年5月8日(月)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)上の「五類感染症」に変更するとの政府方針が公表されています。

つきましては、「五類感染症」に変更された場合の「入院の特別取扱い(以下「みなし入院」)および「主な商品の取扱い」に関する変更点について、以下のとおりご連絡いたします。

※今般の見直しは、新型コロナウイルス感染症が「五類感染症」に変更される場合に実施いたします。

敬具

記

1. 「みなし入院」の終了について

(1) 「みなし入院」の概要

「みなし入院」とは、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により入院することができない状況が生じた場合の時限的な特別措置として、自宅や宿泊施設等において医師等の管理下で療養を行ったときも「入院」と同等に取り扱い、医療保険の入院保険金等をお支払いするものです。

2022年9月26日(月)以降は、「みなし入院」の対象を以下 a. ~d. のいずれかに該当する「重症化リスクの高い方」としています。

- a. 65歳以上の方
- b. 入院を要する方
- c. 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- d. 妊娠されている方

(2) 「五類感染症」に変更された場合の取扱い

2023年5月8日(月)に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類感染症」に変更された場合、2023年5月7日(日)をもちまして「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

(*1) (*2) (*3)

(*1) 医師等に診断された日で判断いたします。

(*2) 契約始期日にかかわらず同様の取扱いとなります。

(*3) 病院または診療所に入院し、約款に定める「入院」に該当する場合は、2023年5月8日(月)以降も入院保険金等のお支払い対象となります。

2. 約款上の取扱いが変更となる主な商品の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症が「五類感染症」に変更された場合に約款上の取扱いが変更となる主な商品は下表のとおりです。

種類	対象商品	新型コロナウイルス感染症の取扱い
特定感染症を補償する商品	「ほいくのほけん・ こどもえんのほけん」 園児団体傷害保険・ 職員団体傷害保険 「えんじのほけん」 「しょうがくせいのほけん」 団体総合生活保険・傷害補償	「五類感染症」に変更された場合、契約始期日に関わらず、2023年5月8日（月）以降の発病は保険金のお支払い対象とはなりません。
休業損失・施設の消毒費用等の損害を補償する商品	「ほいくのほけん・ こどもえんのほけん」 セットプラン新型コロナ ウイルス等対応費用補償特約	<2023年1月1日以降始期契約> 「五類感染症」は、保健所等が消毒命令等を行うことができる感染症に該当しませんので、2023年5月8日（月）以降に発生した事故は、保険金のお支払い対象とはなりません。

<ご請求にあたってのお願い>

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日（日）までに保健所への発生届出・入力がなされている場合には同年9月末まで利用可能と発表されています。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 本対応のほか、この度の新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以上
07ut-GJ05-23002-202304